

## 医療計画、2次医療圏の基準見直しに関する意見書

厚生労働省の「医療計画の見直し等に関する検討会」は、都道府県が作成する次期医療計画（2013年度から）の指針について見直し案を示しました。この中で「2次医療圏の設定」では、「20万人未満の2次医療圏について、入院医療を一体の区域として提供できるかを検討し、流入割合が20%未満、流出割合が20%以上あった場合は設定の見直しの検討する」となっています。

これを北海道にあてはめると現在21の2次医療圏が12に半減してしまいます。

近く厚労省が決める「指針」、それがそのまま持ち込まれると、根室、日高、宗谷、上川、空知など各地の地域医療が崩壊しかねず、これまで各センター病院は地域の中核的医療機関として整備され、重要な広域機能を発揮してきましたが、これが瓦解しかねません。

そもそも「人口20万人未満」を基準に取り入れること自体、過疎地を抱える多くの医療実態を無視したものであり、地理的社会的条件を無視する暴論といわなければなりません。

よって厚労省は「指針」を作る場合は、検討会の案に依拠することなく、人口基準を撤回し、これまでのように自然的社会的条件を十分に考慮することにより、地域医療の確保を図るべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月14日

北海道名寄市議会

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
総務大臣

}  
宛